

砺波市農業委員会 8月総会議事録

開催日時 令和4年8月5日(金)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 25名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	16番	江成 周彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	館 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	23番	原野 敬司
8番	飯田 輝一	25番	石田 智久
9番	堀田 敬三	26番	飛田 明雄
10番	齋藤 徹	27番	野原 外茂雄
11番	吉田 一馬	28番	吉田 孝夫
12番	片山 雅喜	29番	西原 登
13番	黒田 英嗣		

欠席した委員 4名

14番	川邊 孝之	22番	宮崎 雄介
17番	樋掛 雅彦	24番	前野 久

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 栄前田 龍平 主幹 大石 哲也 主事 深尾 芽生

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- | | |
|--------|---|
| 議案第12号 | 農地法第3条の規定による所有権移転許可について |
| 議案第13号 | 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について |
| 議案第14号 | 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について |
| 議案第15号 | 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について |

協議

- | | |
|--------|----------------|
| 協議事項1号 | 農用地利用計画の変更について |
|--------|----------------|

報告

- | | |
|-------|------------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について |
| 報告第3号 | 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について |

その他

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度・砺波市農業委員会8月総会」を開会いたします。
会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 ご苦労様です。先日まで雨が降り続いており、各地で被害が甚大だと聞いております。農作物の収穫間近のため、被害が少ないことを願うばかりです。

さて、近頃資材費等の高騰が続いております。経営の悪化から農業者が離農し、遊休農地が増えることにつながるのではと懸念しています。これを機会に、今一度原点に戻って農業のあり方を検討していく必要があると思います。

本日も慎重にご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。本日は、在任委員29名中25名が出席されています。よって「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後はお手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号1番 老健委員・議席番号2番 鴨井 克之委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「議案第12号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。
今月の案件は、6件でございます。

(議案書全件朗読)

番号1については、過去に売買契約を行い農地法第3条許可を条件として所有権の仮登記がされたものの、第3条許可申請をしないまま現在に至ったものです。今回過去の売買契約当事者の相続人同士で第3条許可を申請されました。

番号2から6については、相続農地について売り渡しを希望していたところ、現在の耕作者と契約がまとまりました。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「常時従事者」「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「下限面積要件」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしております。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　ただ今、事務局より説明のありました「議案第12号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　(「はい」の声あり)

議長 　片山委員、どうぞ。

片山委員 　2番から6番の案件について、農地の管理などを行っていた譲渡人のご両親が亡くなられて農地を相続されましたが、譲渡人はもう砺波に戻ってこられないということで売買を検討することとなりました。その後近隣の耕作者等と話がまとまり今回の許可申請に至ったものです。ご承認よろしくをお願いいたします。

議長 　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第12号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第13号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、2件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。既存ガレージの老朽化が進んでいるため建て替えを検討していたところ、地目が田であることが判明したため、カーポートを建設するとともに現況に合わせるべく是正するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。申請地は、公共インフラが整備されています。住環境が充実しており、市街地において共同住宅が不足していることから、新たに2棟を建築する計画としています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第13号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　番号1については、先日申請のありました申請者の息子さんの住宅を建てるための農地転用の申請地に隣接しています。私が現地を確認したときには車庫が建っている状態でした。先日の農地転用の申請の手続きの際に申請者が違反転用であることを知ったものです。今回の申請において始末書を提出し、農地転用の願出をしております。

番号2については、位置は砺波高校の南側となります。申請者は近隣で何棟かアパートを経営しており、今回新たに共同住宅を建設するものです。ご承認よろしく申し上げます。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第13号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による所有権
移転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の11ページから15ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第
1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。
譲渡人と譲受人は親族関係にあり、砺波市太郎丸地内にて同居しておりま
す。譲受人の結婚を機に、既存宅地では手狭になったため、実家に隣接し
た農地に分家住宅を建築するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の16ページから20ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になり
ます。農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。
申請者は砺波市五郎丸地内にて土木工事業等を営んでおります。既存敷地
内では駐車場や資材置場等が不足していることから、隣接する土地を確保
し、作業効率の向上を図るものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の21ページから25ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第
1種」になります。農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。
家族の世話や子供の教育、農業の継承等を考慮し、砺波市内に住居を構え
たいと希望しており、既存宅地内では十分な広さを確保することができな

かったため、実家に隣接した農地に分家住宅を建築するものです。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第14号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　源通委員、どうぞ。

源通委員 　　番号1について、申請者の息子が実家に隣接した、現在は畑となっている農地に住宅を建築したいということで許可の申請をされたものです。ご承認よろしくお願ひします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　鴨井委員、どうぞ。

鴨井委員 　　番号2について、場所は五郎丸交差点の近くで、道を挟んで向かいに譲受人の事務所等があります。現在の敷地では資材置き場や駐車場が手狭であるため物件を探しており、申請地において話がまとまりました。土地改良区や地権者、近隣の耕作者等の了解も得ておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　山本委員、どうぞ。

山本委員 　　番号3について、今まで畑として利用していた農地に譲渡人の孫夫婦が住宅を建てたいとのことで農地転用の申請をされました。ご承認よろしくお願ひします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第14号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「議案第15号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の26ページから30ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、農用地等として利用すべきと定められた区域内にあり、農地区分は「農用地」になります。許可基準は、2年以内の砂利採取であり、「農用地区域内農地の一時転用」に該当します。砂利採取は、令和4年9月から令和6年8月までの2年間とし、深さは10m、採取量は約98,000m³の計画としています。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第15号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員 今回の申請農地の西側に昨年度砂利採取の許可が出た農地があり、現在砂利採取が行われております。そこで使用している仮設道路を今回の一時転用の砂利採取でも使用します。所有者、耕作者、土地改良区等の同意も得ております。ご承認よろしく願います。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第15号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、「協議事項1号 農用地利用計画の変更について」事務局

より説明願います。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
令和4年6月に受け付けた農振除外の願出は、1件となっております。
また、軽微な変更は、1件となっております。

(除外案件番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の1ページから5ページまでと併せてお願いします。

大門地域の墓地については、駐車場が無いことから墓参りの際に交通の妨げになることがこれまで課題となっていました。このため、この度、大門自治会が駐車場を整備することを計画しています。

(軽微な変更番号1朗読)

別添の農振除外申請位置図の6ページから10ページまでと併せてお願いします。

譲受人は、農事組合法人として主穀作の作付のほか、平成28年から6次産業化としてハウス内でいちごの栽培及びいちご狩りによる事業を行っており、新年度に施設内でハウスを1棟を増やし、計4棟で事業を行う計画をしています。この度、ハウスを1棟を追加することに伴い、手狭になることから、来客用の駐車場や資材置場の整備を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 石田委員、どうぞ。

石田委員 除外案件について、地区内出身者から用途限定で寄付を受けたものです。この土地は昔の火葬場だった場所で、耕作する側としても非常に都合が悪く、隣接する墓地の駐車場として整備することで地権者と話がまとまりました。ご承認よろしくをお願いします。

議長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 (報告第1号・第2号説明・報告第3号)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。
これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
これにて閉会いたします。

(閉会 14 : 40)